

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和4年10月14日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、令和5年2月24日から同年3月24日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和5年2月24日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マルショク迫町店

所在地 下関市彦島迫町三丁目3054

2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。